

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第33号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課の項の次に次のように加える。

広報戦略課

第5条文化スポーツ部文化政策課の項の次に次のように加える。

文化創造推進課 水と土の文化推進室

第5条文化スポーツ部歴史文化課の項を次のように改める。

歴史文化課

第5条観光・国際交流部の項を次のように改める。

観光・国際交流部

観光政策課

国際・広域観光課

国際課 交流戦略室

第5条福祉部保険年金課の項中「管理係 保健事業係」を「管理係」に、「国民年金係」を「国民年金係 健康支援推進室」に改め、同条保健衛生部保健衛生総務課の項中「新潟水俣病健康福祉係」を「新潟水俣病健康福祉係 健康政策室」に改め、同項の次に次のように加える。

地域医療推進課

第5条経済部ニューフードバレー推進課の項及び経済部雇用政策課の項を削り、同条経済部企業立地課の項の次に次のように加える。

雇用政策課

第5条農林水産部農業政策課の項中「担い手育成係 生産政策係」を「生産政策係 担い手育成室」に改め、同条農林水産部食と花の推進課の項及び農林水産部農業特区・農村都市交流課の項を削り、同条農林水産部水産林務課の項の次に次のように加える。

ニューフードバレー特区課

食と花の推進課

第5条財務部用地対策課の項中「用地第3係 用地第4係」を「用地第3係」に改める。

第6条地域・魅力創造部大都市制度・区政創造推進課の項の次に次のように加える。

広報戦略課

戦略的広報及びプロモーションの総括に関する事項

第6条地域・魅力創造部広報課の項に次の1号を加える。

(6) 広報戦略課の庶務に関する事項

第6条市民生活部市民協働課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「推進」の次に「に係る総括」を加え、同号を同項第12号とし、同項第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民生活部市民生活課の項第13号中「普及及び」を削り、同条危機管理防災局防災課の項第4号中「地域防災計画」の次に「の総括」を加え、同項第8号中「及び防災設備」を削り、同条文化スポーツ部文化政策課の項中第18号を削り、第19号を第18号とし、同項の次に次のように加える。

文化創造推進課

(1) 文化創造に係る施策の推進に関する事項（他の課及び機関の所管するものを除く。）

(2) 東アジア文化都市に関する事項

(3) 文化プログラムの推進に関する事項

第6条文化スポーツ部スポーツ振興課の項中第3号から第5号までを削り、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) スポーツ振興施策の企画及び調整に関する事項
- (2) スポーツ事業の企画及び実施並びにスポーツ団体及び指導者の育成に関する事項

第6条文化スポーツ部スポーツ振興課の項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「生涯スポーツ」を「公益財団法人新潟市体育協会」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号を削り、同項第13号を同項第11号とし、同条観光・国際交流部国際課の項を削り、同条観光・国際交流部観光政策課の項中第2号及び第3号を削り、同項第1号中「及び物産振興並びにコンベンション」を削り、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項

第6条観光・国際交流部観光政策課の項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 公益財団法人新潟観光コンベンション協会に関する事項

第6条観光・国際交流部観光政策課の項第4号中「事項」の次に「(国際・広域観光課の所管するものを除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 国内誘客及び物産振興の推進に関する事項

第6条観光・国際交流部観光政策課の項に次の1号を加える。

- (9) 国際・広域観光課の庶務に関する事項

第6条観光・国際交流部観光政策課の項の次に次のように加える。

国際・広域観光課

- (1) 国際観光及び広域観光並びにMICEの推進に関する事項
- (2) 観光セールス及び観光プロモーションに関する事項

- (3) 観光交流に係る地域資源の活用に関する事項（観光政策課の所管するものを除く。）

国際課

- (1) 国際交流の総合企画及び調整に関する事項
(2) 多文化共生の総合企画及び調整に関する事項
(3) 国際的儀礼及び接遇に関する事項
(4) 翻訳及び通訳に関する事項
(5) 姉妹都市に関する事項
(6) 新潟国際友好会館に関する事項
(7) 新潟市国際交流協会に関する事項
(8) 海外拠点事務所に関する事項
(9) 国際経済交流に関する事項
(10) その他国際交流に関する事項

第6条観光・国際交流部水と土の文化推進課の項を削り、同条環境部環境政策課の項第15号中「及び」の次に「管理並びに」を加え、同条環境部環境対策課の項第17号中「処理」の次に「並びに総括」を加え、同条福祉部福祉総務課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同項第8号中「地域福祉活動の推進」を「地域福祉活動推進の総括」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号を削り、同項第12号を同項第9号とし、同項第13号から第21号までを3号ずつ繰り上げ、同項第22号を削り、同項第23号を同項第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (20) 福祉監査課の庶務に関する事項

第6条福祉部福祉総務課の項中第24号を第21号とし、第25号を削り、同条福祉部こども未来課の項第1号中「子ども」を「子ども・子育て支援」に、「施策」を「総合的な施策」に、「総合調整」を「調整」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2

号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「こども関連の相談」を「子どもに関する相談の総括」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「児童虐待防止対策」の次に「及び要保護児童等対策の総括」を加え、同号を同項第5号とし、同項第7号中「児童厚生施設等」の次に「の総括」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行」を「児童手当及び児童扶養手当に係る事務の総括」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「妊産婦及びこども医療費助成」を「妊産婦医療費助成、こども医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成に係る事務の総括」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号を削り、同項第14号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行」を「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に係る事務の総括」に、「ひとり親家庭の福祉」を「ひとり親家庭等の支援に係る事務の総括」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号を削り、同項第16号中「運営指導及び入所等」を「入所等に係る事務の総括」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

(14) 母子生活支援施設及び乳児院の管理及び運営に関する事項

(15) 子ども・子育て会議に関する事項

(16) こども創造センターに関する事項

第6条福祉部保育課の項第2号中「市立幼稚園」を「幼稚園」に改め、同項第6号中「の計画及び指導」を削り、同項第7号中「計画及び指導」を「総括」に改め、同項第8号中「収納及び徴収」を「総括」に改め、同項第9号中「保育園等」の次に「及び幼稚園」を加え、同項第10号中「幼稚園」の次に「及び認定こども園」を加え、同条福祉部障がい福祉課の項第2号中「障がい者福祉施設」を「共生社会の推進」に改め、同項第8号を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 新潟市障がい者施策審議会に関する事項

第6条福祉部障がい福祉課の項中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号を第35号とし、同項第37号中「障がい者虐待防止対策」を「障がい者の虐待防止対策及び権利擁護」に改め、同号を同項第36号とし、同項第38号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、同条福祉部高齢者支援課の項第2号中「整備及び計画」を「計画、整備及び運営」に改め、同項第8号中「高齢者福祉サービス」を「高齢者在宅生活支援事業」に改め、同項第9号中「高齢者の社会参加活動及び生きがい対策」を「高齢者生きがいづくり等支援事業の総括」に改め、同項第10号及び第11号を削り、同項第12号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 高齢者の権利擁護の推進の総括に関する事項

第6条福祉部地域包括ケア推進課の項第1号中「推進」の次に「の総括」を加え、同項第2号中「介護予防事業」の次に「の総括」を加え、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条福祉部介護保険課の項第2号中「資格管理」の次に「の総括」を加え、同条福祉部保険年金課の項第1号中「及び企画」を「、企画及び運営」に改め、同項第3号中「保険給付」を「国民健康保険の保険給付の総括」に改め、同項第4号中「保険医療機関及び保険薬局」を「国民健康保険被保険者の資格の総括」に改め、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「新潟市老人医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第10号）による」を削り、同号を同項第6号とし、同項第8号中「保険料の調定及び賦課」を「老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「保険料」を「国民健康保険料」に、「徴収」を「賦課、徴収」に改め、「滞納整理」の次に「の総括」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号中「保険料等」を「国民健康保険料等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「国民年金」を「国民年金事務の総括」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査の総括に関する事項

(12) 国民健康保険の保健事業の推進に関する事項

第6条保健衛生部保健衛生総務課の項第4号中「保健医療福祉計画等」を「健康寿命の延伸に係る企画及び総合調整」に改め、同項に次の1号を加える。

(14) 部の他の課及び機関の所管に属しない事項

第6条保健衛生部保健衛生総務課の項の次に次のように加える。

地域医療推進課

- (1) 救急医療対策事業に関する事項
- (2) 急患診療センターに関する事項
- (3) 地域医療体制に関する事項
- (4) 在宅医療の推進に関する事項
- (5) 災害時の保健医療活動に関する事項

第6条経済部産業政策課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条経済部ニューフードバレー推進課の項を削り、同条経済部商業振興課の項第3号中「振興」の次に「の総括」を加え、同条経済部雇用政策課の項を削り、同条経済部企業立地課の項の次に次のように加える。

雇用政策課

- (1) 労働施策の企画に関する事項
- (2) 職業能力開発の促進に関する事項
- (3) 雇用の促進及び定着に関する事項
- (4) 労働関係団体との連絡調整に関する事項
- (5) 勤労者の福利厚生に関する事項
- (6) 新潟市勤労者福祉サービスセンターに関する事項
- (7) 新潟勤労者総合福祉センターに関する事項
- (8) 新潟市職業訓練実習場に関する事項
- (9) 勤労者福祉施設の総括に関する事項

(10) その他勤労福祉に関する事項

第6条農林水産部農業政策課の項第18号，農林水産部食と花の推進課の項及び農林水産部農業特区・農村都市交流課の項を削り，同条農林水産部農村整備課の項第1号中「促進」を「総括」に改め，同項第3号中「土地改良財産」の次に「の総括」を加え，同項第5号中「地籍調査事業」の次に「の総括」を加え，同項第6号から第8号までを削り，同項第9号中「維持管理」の次に「の総括」を加え，同号を同項第6号とし，同項第10号中「復旧」の次に「の総括」を加え，同号を同項第7号とし，同項第11号中「農村総合整備」の次に「の総括」を加え，同号を同項第8号とし，同号の次に次の3号を加える。

(9) 市街化調整区域等の応急排水の総括に関する事項

(10) 多面的機能支払の総括に関する事項

(11) 土地改良関係団体に関する事項

第6条農林水産部水産林務課の項の次に次のように加える。

ニューフードバレー特区課

(1) ニューフードバレーの推進に関する事項

(2) 新潟国家戦略特区に関する事項

(3) 農業と他分野の連携推進に関する事項

食と花の推進課

(1) 農畜産物の情報発信に関する事項

(2) 農畜産物の販路拡大対策に関する事項

(3) 地産地消の推進に関する事項

(4) 食と花の世界フォーラムに関する事項

第6条都市政策部空港課の項第3号中「新潟空港周辺の環境整備」を「新潟空港周辺環境対策」に改め，同項第4号を削り，同条建築部住環境政策課の項中第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 空き家対策に関する事項

第6条建築部建築行政課の項第1号中「住宅建築の相談」を「建築に係る相談等」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「防災の調査及び指導」を「防災指導及び安全性の確保」に改め、同号を同項第3号とし、同項第8号中「特殊建築物」を「特殊建築物等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第9号中「建築物」を「建築物等」に改め、「許可」の次に「、認定、届出等」を加え、同号を同項第5号とし、同項第10号中「及び位置の指定」を「、位置の指定及び許可」に改め、同号を同項第6号とし、同項第11号を削り、同項第12号を同項第7号とし、同項第13号を同項第8号とし、同項第14号から第18号までを削り、同項第19条中「閲覧及び建築確認等の証明」を「閲覧等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第20号を削り、同条建築部公共建築第1課の項第1号中「以下この項」を「次号」に、「建築及び改修」を「工事」に改め、「並びに保全」を削り、同項第2号中「建築及び改修の設計、工事監理等の基準及び単価」を「工事に係る技術指導及び技術支援」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「公共建築の保全技術等」を「市有施設の保全」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同条建築部公共建築第2課の項第1号中「建築及び改修」を「工事」に改め、「並びに保全」を削り、同項第2号中「建築及び改修の設計、工事監理等の基準及び単価」を「工事に係る技術指導及び技術支援」に改め、同項第3号を削り、同条土木部土木総務課の項第22号中「公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に係る意見書の提出等」を「公有水面埋立の免許及び許認可」に改め、同項第25号を同項第27号とし、同項第24号の次に次の2号を加える。

(25) 岩石採取計画の認可に関する事項

(26) 砂利採取計画の認可に関する事項

第6条土木部道路計画課の項第3号中「道路整備」の次に「（交通安全施設の計画を含む。）」を加え、「（交通安全施設の計画を含む。）」を削り、同項第7号を削り、同項第8号中「を含む。）」の次に「及び街路事業（新潟駅周辺整備事務所の所管するものを

除く。)の推進」を加え、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「道路事業」の次に「及び街路事業」を、「に係る」の次に「整備計画及び」を加え、同号を同項第9号とし、同項第11号を削り、同項第12号を同項第10号とし、同項第13号を削り、同項第14号を同項第11号とし、同条土木部公園水辺課の項第2号中「整備事業並びに維持管理業務」を「計画及び整備」に改め、同項第3号中「都市公園（都市公園体育施設を除く。）」を「公園及び緑地の維持管理」に改め、同項第4号中「公園及び緑地並びに水辺等を活用した緑地計画」を「公園台帳」に改め、同項第5号中「緑化に係る調査及び計画」を「緑化推進」に改め、同項第6号中「緑化運動の促進及び緑化思想の啓発の総括」を「みどりの基本計画」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 公園及び緑地のアメリカシロヒトリ及び松くい虫の防除の総括に関する事項

第6条総務部行政経営課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 新潟市行政不服審査会に関する事項

第6条総務部IT推進課の項第5号中「情報通信ネットワーク」を「電子計算機及び情報通信ネットワーク」に改め、同条総務部人事課の項中第7号を第8号とし、同項第6号中「事項」の次に「(他の課等の所管するものを除く。)」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の人事評価に関する事項

第6条財務部財務課の項第6号中「の作成」を削り、同項第8号中「議案の作成その他の」を削り、同項第12号中「地方債の借入れ及び償還」を「市債」に改め、同条財務部税制課の項第9号、財務部資産評価課の項第5号及び財務部債権管理課の項第7号中「課の所管する事務」を「税務事務」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、「事項」の次に「(課の所管する事務に係る裁決を除く。)」を加える。

第13条第1項の表環境部廃棄物施設課の項を次のように改める。

環境部廃棄物施設課	新田清掃センター
	亀田清掃センター
	巻清掃センター
	舞平清掃センター

第13条第2項の表消費生活センターの項及び新津クリーンセンターの項を削る。

第14条新田清掃センターの項中「施設第1係 施設第2係」を「施設係」に改め、同条新津クリーンセンターの項及び保健所地域医療推進課の項を削り、同条保健所健康増進課の項中「健康づくり推進室」を「健康づくり支援係」に改める。

第15条新田清掃センターの項第1号中「廃棄物施設課」を「環境部廃棄物施設課」に改め、同項第4号中「廃棄物対策課」を「環境部廃棄物対策課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 白根環境事業所に関する事項

第15条亀田清掃センターの項第1号中「廃棄物施設課」を「環境部廃棄物施設課」に改め、同項第6号中「廃棄物対策課」を「環境部廃棄物対策課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新津クリーンセンターに関する事項

第15条巻清掃センターの項第1号中「廃棄物施設課」を「環境部廃棄物施設課」に改め、同項第3号中「廃棄物対策課」を「環境部廃棄物対策課」に改め、同条新津クリーンセンターの項を削り、同条舞平清掃センターの項第1号中「廃棄物施設課」を「環境部廃棄物施設課」に改め、同項第5号中「廃棄物対策課」を「環境部廃棄物対策課」に改め、同条保健所地域医療推進課の項を削り、同条保健所健康増進課の項第1号中「母子健康手帳」を「母子保健」に改め、同項第2号から第5号までを削り、同項第6号を同項第2号

とし、同項第7号を同項第3号とし、同項第8号を同項第4号とし、同項第9号中「小児慢性特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 新潟市小児慢性特定疾病審査会に関する事項

第15条保健所健康増進課の項第10号中「特定不妊治療」を「特定不妊治療等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号を同項第8号とし、同項第12号中「むし歯対策」を「歯科保健」に改め、同号を同項第9号とし、同項第13号及び第14号を削り、同項第15号を同項第10号とし、同項第16号を削り、同項第17号を同項第11号とし、同項第18号を同項第12号とし、同項第19号を削り、同項第20号中「の実施」を「及び特定健康診査非対象者等の健康増進事業」に改め、同号を同項第13号とし、同項第21号中「健康づくりの推進に係る企画及び総合調整」を「生活習慣病等の予防及び健康づくりの推進に係る総括」に改め、同号を同項第14号とし、同項第22号中「の育成」を削り、同号を同項第15号とし、同項第23号を削り、同項第24号を同項第16号とし、同項第25号中「第21号から前号までに掲げるもののほか、」を「その他」に改め、同号を同項第17号とし、同条保健所環境衛生課の項第20号中「事項」の次に「(動物の飼養又は収容に係るものを除く。)」を加え、同条食育・花育センターの項に次の2号を加える。

(6) 食と花の交流センターに関する事項

(7) アグリパークに関する事項(農林水産部農業活性化研究センターの所管するものを除く。)

第15条市税事務所市民税課の項第13号中「課及び税務センターの所管する事務」を「税務事務」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、「事項」の次に「(課及び税務センターの所管する事務に係る裁決を除く。)」を加え、同条市税事務所資産税課の項第7号中「課及び資産税分室の所管する事務」を「税務事務」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、「事項」の次に「(課及び資産税分室の所管する事務に係る裁決

を除く。）」を加え、同条市税事務所納税課の項第12号中「課の所管する事務」を「税務事務」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改め、「事項」の次に「（課の所管する事務に係る裁決を除く。）」を加える。

第15条の2第1項の表亀田清掃センターの項を次のように改める。

亀田清掃センター	新津クリーンセンター
	太夫浜処分地管理事務所

第15条の2第2項の表赤塚処分地管理事務所の項の次に次のように加える。

新津クリーンセンター	新潟市秋葉区小口1289番地1
------------	-----------------

第15条の2第4項白根環境事業所の項の次に次のように加える。

新津クリーンセンター

- (1) 廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（環境部廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施工に関する事項
- (2) 廃棄物処分費用に関する事項
- (3) 廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等に関する事項（環境部廃棄物対策課の所管するものを除く。）

第15条の2第4項赤塚処分地管理事務所及び太夫浜処分地管理事務所（以下「処分地管理事務所」という。）の項を次のように改める。

赤塚処分地管理事務所及び太夫浜処分地管理事務所（以下「処分地管理事務所」という。）

- (1) 処分地の管理運営に関する事項
- (2) 廃棄物処理費用に関する事項

第15条の2第4項動物愛護センターの項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 化製場等に関する事項（動物の飼養又は収容に係るものに限る。）

第17条第2項の表経済部の項を次のように改める。

農林水産部	特区・食文化担当部長	新潟国家戦略特区及び食文化の推進に関する事項
-------	------------	------------------------

第19条第2項の表文化スポーツ部文化政策課の項を削る。

第25条第1項中「置く」の次に「ことができる」を加える。

第32条第1項中「地域・魅力創造部」を「本市」に改める。

第34条第1項の表新津クリーンセンターの項を削り、同表白根環境事業所の項の次に次のように加える。

新津クリーンセンター	所長
------------	----

第46条の表新津クリーンセンターの項を削り、同表白根環境事業所の項の次に次のように加える。

新津クリーンセンター	所長	最上席の職員	
------------	----	--------	--

第54条第6項中「（中央図書館）」の次に「及び新津図書館」を、「教育委員会中央図書館」の次に「及び教育委員会新津図書館」を加え、同条第10項を同項第13項とし、同条第7項から第9項までを3項ずつ繰り下げ、同条第6項の次に次の3項を加える。

7 市長は、前各項に規定するもののほか、その権限に属する公共施設予約システムの利用者登録に関する事務（生涯学習センターに係るものに限る。）を教育委員会生涯学習センターの職員に補助執行させる。

8 市長は、前各項に規定するもののほか、その権限に属する公共施設予約システムの利用者登録に関する事務（白根学習館に係るものに限る。）を教育委員会白根地区公民館の職員に補助執行させる。

9 市長は、前各項に規定するもののほか、その権限に属する公共施設予約システムの利用者登録に関する事務（西川学習館に係るものに限る。）を教育委員会西川地区公民館の職員に補助執行させる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。